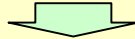


## 長野県ふるさとの森林づくり条例（案）の概要

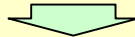
この条例は、社会全体の共通の財産である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいこうと、県民が主体的に森林づくりに参加するための基本理念や新たな仕組みを定める条例です。

### 条例制定の背景

社会経済情勢の変化による森林と人との関わりの希薄化



放置荒廃森林の増加などにより森林の多面的機能の持続的発揮に憂慮すべき状況



- 森林を社会全体の共通の財産として捉えた県民主体の森林づくりへの政策転換が必要
- そのためには、県民、事業者等との理念の共有と、地域において県民が主体的に森林づくりに参加するための新たな仕組みが必要

### 森林づくりの基本理念・方針

#### ◆ 基本理念

森林が持続可能な社会を支える基盤であり、社会全体の共通の財産であることにかんがみ、その機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、県民の理解と主体的な参加の下で、森林づくりを行う。

#### ◆ 基本方針

- ・ 森林の多面的な機能を発揮するための森林の整備及び保全
- ・ 身近な資源である県産材の有効利用
- ・ 森林資源及び森林空間の総合的かつ多面的な利活用

### 森林づくりに関する責務

#### 県の責務

基本理念等に則した施策の策定・実施  
県民・森林所有者との協働  
国・市町村との緊密な連携

#### 県民の責務

基本理念等に則し、森林づくりの重要性を認識し、森林づくりのための活動に積極的に参加  
県が実施する施策への協力

#### 森林所有者の責務

基本理念等に則した森林の整備の推進及び保全の確保  
県が実施する施策への協力

#### 事業者の責務

基本理念等に則した事業の実施及び県の実施する施策への協力  
開発行為を行う場合は、森林の多面的な機能の持続的な発揮に支障を及ぼさないよう配慮

## 県の基本的な施策

### 森林づくり指針 の策定

・・・本県の目指すべき森林の姿、総合的・長期的目標、施策の基本的事項等を定める

#### 県民の主体的な参加の促進

森林環境教育、森林づくりに親しむための機会の提供、県民の活動への支援など

#### 県外における理解と協力

県外において本県の森林づくりへの理解・協力が得られるための広報活動等の実施

#### 森林の整備の推進及び保全の確保

造林・保育等の森林整備の推進、技術指導、保安林の指定・管理等

#### 県産材利用の促進

需要の開拓、公共事業における県産材の活用、認証制度の推進等

#### 林業、木材産業等の持続的かつ健全な発展

経営基盤の強化、木材供給体制の整備、担い手の育成確保等

#### 森林空間の多面的利用の促進

多面的利用のための環境整備、新たな分野との連携による森林産業の育成等

#### 山村地域の活性化

森林資源の総合的な活用、都市と山村間の交流促進、定住環境の改善等

## 条例案の特徴

### 県民参加の「森林づくり指針」の策定

#### 県民が政策づくりの段階から参加することにより、県民誰もの「共有型の指針」を策定

- ・ 本県の目指すべき森林の姿、総合的かつ長期的な目標、施策に関する基本的事項等を定める。
- ・ 「県民共有型の指針」とするため、策定にあたっては、県民や森林所有者、事業者、団体等、多様な人々が作成に参加する「県民参加の手法」を導入

### 森林整備保全重点地域制度の創設

#### 重点的な森林の整備・保全を図る必要がある地域を、「森林整備保全重点地域」として指定し、森林の整備・保全を推進

- ・ 地域が主体的に森林の整備・保全を推進するため、住民・森林所有者等が「地域森林委員会」を組織
- ・ 地域森林委員会の参画による地域積み上げ型の「森林整備保全計画」の作成
- ・ 森林所有者による管理が困難な森林について「森林管理権移転等あっせん制度」の創設
- ・ 「開発行為の届出制度」(0.1ha以上)の創設(罰則:30万円以下の罰金・・・無届開発・虚偽の届出)

### 里山整備利用地域制度の創設

#### 地域住民等が自発的に里山の整備利用活動をしようとする地域を、市町村長の申出により「里山整備利用地域」として認定し、積極的に活動を支援

- ・ 住民、森林所有者、林業グループ・団体、NPO、教育関係者、企業など多様な主体の参加による「里山整備利用推進協議会」の位置付け
- ・ 森林所有者と利用者による「里山利用協定」の締結の促進及び活動の支援等

## 施行日

公布の日。ただし、森林整備保全重点地域制度及び里山整備利用地域制度に係る規定は、平成16年10月1日。